

令和6年1月26日  
はが野農業協同組合

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、持続可能な農業・地域共生の未来をめざして、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」「健全な経営・財務基盤の強化」の3つの基本方針に基づき、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、質の高い金融商品・サービス、安心できる共済仕組み・サービスの提供により一層信頼されることを目指しております。

組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下のとおり取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より一層組合員・利用者本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A共済連）が、共同で事業運営しております。J A共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A共済連のホームページをご参照ください。

### 1. 組合員・利用者への最良な商品、共済仕組み・サービスの提供

#### (1) 金融商品

組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。さらに、選びやすさを考慮し一定の商品数に絞った「J Aバンク セレクトファンド」をご用意しております。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

## (2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまの病気、ケガ、火災、自然災害、交通事故など、日常生活には、さまざまなリスクがございます。そんな大切な日常にいつも身近な存在として寄り添い、安心できる保障・サービスの提供に努めます。なお、当組合は、投資性金融商品の組成および市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）の提供は実施しておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

## 2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

### (1) 金融の事業活動

①組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案いたします。

【原則2本文および（注）、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

②組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

ご提案の際にはJAバンクセレクトファンドマップや重要情報シート等を活用のうえ、簡潔かつ分かりやすい情報提供をいたします。

③組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

④ご提案にあたっては、利用者保護の観点から勧誘を行うことが問題ないと判断される組合員・利用者の皆さまに対し、ご意向に沿った商品のご案内を行います。

⑤組合員・利用者の皆さまがお持ちの投資信託商品に関する情報提供および今後の運用方針の確認（アフターフォロー）を定期的に行います。

### (2) 共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さま一人ひとりのライフプランをしっかりと把握し、万一に備えた必要な資金と公的保障などを含めた、安心できる保障・サービスを提供します。【原則2本文および（注）、原則5本文および（注

1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

②共済加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまに安心とご納得をいただけるよう、ご説明いたします。【原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、柔軟かつ分かり易い説明を基本に、ご家族の同席やオンライン面談の活用も含めて、安心できる対応手続きに努め、アフターフォローにもしっかりと対応してまいります。

なお、共済加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。【原則4、原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

### 3. 組合員・利用者本位の各種手続きやアフターフォローの実施

当組合は、各種手続きの実施の際に組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心掛け、日常生活の身近な組織として安心していただけるよう定期的な訪問でアフターフォローに努めます。【原則5本文および(注1～5)、原則6本文および(注1、2、4、5)】

### 4. 組合員・利用者の「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声(お問合せ・ご相談、ご要望、苦情など)」を組織内で共有し、満足度向上を目指します。【原則7本文および(注)】

### 5. 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」等を定め、本方針等に基づき適切に管理します。【原則3本文および(注)】

### 6. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

当組合は、組合員・利用者の皆さまの信頼を維持向上し、満足していただ

ける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施します。

常に組織力の向上を図り、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供し、堅確な事務を行うため、資格取得の支援等に取り組んでおります。なお、当組合においては証券外務員資格について、積極的な取得を推奨しております。

また、組合員・利用者本位の業務運営を徹底し、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、各種研修等の機会提供等を通じ継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021 年 1 月改訂）との対応を示しています。